

資料 2

条例について話し合う 100 人委員会 実施要領（案）

概要

1．名称：条例について話し合う 100 人委員会

2．目的：

「誰もが共に地域で暮らせるさいたま市」を目指す条例づくりのため、市民が主体となって話し合い、意見交換する場を設ける。

当事者、市民が集うことで、コミュニケーションの輪をつくる。

3．開催日時及び場所：平成 22 年 3 月に設置し、毎月 2 回程度開催する。（公開）
今後の予定（案）

- ・第 1 回 3 月 3 0 日（火） 18：00～21：00 与野本町コミュニティセンター
- ・第 2 回 4 月 2 7 日（火） 18：00～21：00 与野本町コミュニティセンター
- ・第 3 回 5 月 8 日（土） 14：00～17：00 岩槻駅東口コミュニティセンター
- ・第 4 回 5 月 2 5 日（火） 18：00～21：00 与野本町コミュニティセンター
- ・第 5 回 6 月 1 2 日（土） 14：00～17：00 プラザイースト（予定）
- ・第 6 回 6 月 2 9 日（火） 18：00～21：00 浦和コミュニティセンター（予定）
- ・第 7 回 7 月 1 0 日（土） 14：00～17：00 プラザウエスト（予定）
- ・第 8 回 7 月 2 7 日（火） 18：00～21：00 与野本町コミュニティセンター
- ・第 9 回 9 月 1 1 日（土） 14：00～17：00 プラザノース（予定）
- ・第 10 回 9 月 日（火） 18：00～21：00 （未定）

4．内容：条例制定に向け、意見表明や討論を行う。

5．ファシリテーター（案）

ファシリテーター：参加型の会議進行役

| 所属 | 氏名（敬称略） |
|--------------------|---------|
| 障害者施策推進協議会委員 | 飯塚 壽美 |
| 障害者施策推進協議会・専門委員会委員 | 斎藤 なを子 |
| 障害者施策推進協議会・専門委員会委員 | 増田 一世 |
| 障害者施策推進協議会委員 | 平林 彰 |
| 障害者施策推進協議会委員 | 矢崎 弘美 |
| 条例検討専門委員会委員 | 野辺 明子 |
| 障害者生活支援センター | 相談支援員 |
| 障害者生活支援センター | 相談支援員 |
| 障害者生活支援センター | 相談支援員 |
| 障害者生活支援センター | 相談支援員 |

当日の流れ（案）

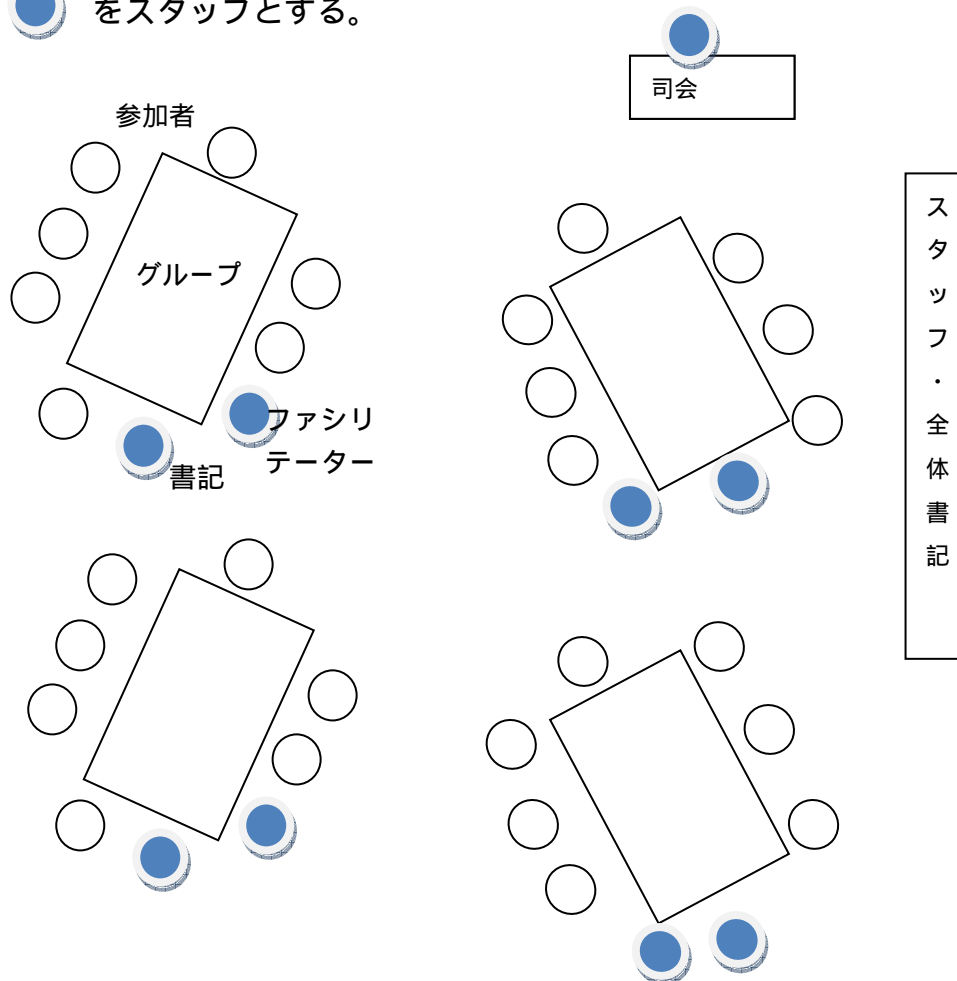
- 司会挨拶（5分）：
- 条例説明、100人委員会の目的と議題の説明（15分）
- グループディスカッション（60分）
- グループごとのまとめの発表（8分×5＝40分）
- 全体での意見交換（40分）
- 全体総括と締め（10分）

意見交換について

グループディスカッション方式

- 20名以上の場合、グループ毎にディスカッションをし、意見を集める
- 1グループ10～15名前後　ファシリテーターの人数次第。
- 各グループにファシリテーター、書記として、スタッフを配置する。
- 各グループのファシリテーターは、全体が話しやすい雰囲気づくりに努める。
- （参加者間の相互理解、繋がり構築も意識）
- タイムキーパーを配置する。

● をスタッフとする。



話し合いルール(案)

司会者・ファシリテーターの呼びかけによって、話し始めること(発言の開始は、司会者・ファシリテーターの指名による)。

一人当たりの発言時間は3分以内とする。

但し、コミュニケーションに特別な支援を要する場合は5分以内とする。

人が話しているときは、遮らず、最後まで聞く。

話し合いの相手を攻撃したりせず、意見として受け止める。少人数意見を大切に
特定の個人や団体を誹謗・中傷するような発言はしない。

みんなが発言しやすいような雰囲気づくりに努め、発言したい人みんなが発言できる
よう配慮する。

プライバシーにかかわる事項、デリケートな事柄に関する発言は、個人情報等に十分
留意し、会の終了後、個人が特定される形での他言等は厳禁とする。

参加者に周知し、ルールが守れない方へは退場していただく等の対応を行う。